社労士 ふ く し ま 月間情報 No.274
2020.5 月号

福島県社会保険労務士会
発行担当者　広報委員会
http://fukushima-sr.jp
E-mail　fukusha@green.ocn.ne.jp
〒960-8252
福島市御山字三本松 19-3
TEL０２４－５３５－４４３０
FAX０２４－５３４－５４３２

会長メッセージ

いろいろな助成金が日々拡充されています。特に雇用調整助成金については、4 月に比べ大きく拡充されており、申請もしやすくなっています。とはいえ実際の申請書を書く際には、まだまだスムーズにはいかないのが現状であり、今までの相談会の相談内容からもそういった報告を受けています。

5/14 会長メッセージ（緊急）にも書きましたが、県内において相談会の設置のない福島市といわき市に会独自の相談会を設置することにしました。雇調金の申請については、これからが本格的になると思われます。福島市については、5/21 から事務局会議室において開催します。いわき市についても近日中に開催する予定です。会員の皆様には、大変なご協力をいただくことになりますが、どうぞ使命感を持ってお願いするところです。

新型コロナウイルス感染症における電話相談ホットライン　開設中！！
電話番号：０２４　－　５２６　－　２２７０　（福島県社会保険労務士会内）
受付時間：月曜日から金曜日（祝日を除く）午前９時から午後４時まで
相談内容：各種助成金に関する相談、有給休暇及び休業手当、休業に関する相談等

新型コロナウイルス感染症関連情報

1.雇用調整助成金の申請費用助成について

南相馬市及び郡山市では、雇用調整助成金の申請手続きにおける費用の助成を行っております。

南相馬市：申請手続きを社労士等へ依頼した場合、作成に係る費用の 2 分の 1 を助成（上限５万円）

郡山市：助成金申請にあたり支払った事務委託手数料に 2 分の 1 を乗じて得た額を助成（1 事業所あたり年 10 万円を限度。）

5 月 15 日現在、県内他に費用助成を行っている市はございません。5 月 12 日（火）福島県雇用労政課へ雇用調整助成金の申請手続き費用に関する助成の要望について、要望書を提出いたしました。今後実施される場合もございますので、詳細は各市のホームページをご確認ください。また、こちらからも随時情報提供させていただきます。

2.雇用調整助成金の個別相談会の開催

各自治体での相談会については、別添（P10～）ご確認ください。（5 月 18 日現在）
そのほか、社労士会として福島市、いわき市で個別相談会を開催します。

福 島 市：【開催場所】県会事務局
【開催日】5 月 21 日（木）、22 日（金）、26 日（火）、28 日（木）、29 日（金）
【開催時間】10：00～12：00、13：00～15：00
いわき市：近日中に開催予定。

3.連合会 HP 会員専用ページ情報

○雇用調整助成金に関する質問受付

社労士の皆様より、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金に関する質問を受け付け、厚生労働省に照会します。連合会 HP「質問受付フォーム」よりご回答お願いいたします。

○雇用調整助成金に関する FAQ

社労士の皆様よりいただいたご質問のうち、よくある質問について厚生労働省からの回答を掲載いたします。（5 月 12 日現在）ご確認ください。

○【動画解説】新型コロナウイルス感染症関連助成金・支援金

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、休業等の対応を余儀なくされた経営者・人事労務担当者の皆様へ、政府が発表している雇用調整助成金及び小学校休業等対応助成金・支援金について、「人事・労務のプロ」である社労士が詳しく解説した動画を随時配信しております。社労士の皆様におかれましては、顧問先にご紹介いただくなど周知にご協力いただきますようお願いいたします。

県　会　情　報

1. ラジオ福島との協定締結について

この度、株式会社ラジオ福島と災害時に実施する労働・社会保険相談等の情報提供で相互に協力する協定を締結、令和 2 年 4 月 30 日（木）、社労士会事務局（福島市）にて締結式を執り行いました。株式会社ラジオ福島より花見政行代表取締役社長、社労士会より宍戸宏行会長が協定書を取り交わしました。

新型コロナウイルス感染症の影響により中小企業では雇用の維持、企業の存続等深刻な状況にあることを鑑み、社労士会が行う相談支援や情報提供などに関してラジオ福島がマスコミの立場からわかりやすく県民に届けていきます。5 月 22 日（金）には、村山常任理事がラジオ福島の夕方の番組（18 時頃予定）に出演し、雇用調整助成金について説明する予定です。是非ご視聴下さい。また、各自治体等の相談会の開催については、ラジオ福島の番組内で随時放送しております。

《協定の協力・支援の内容及び実施》
○災害時の労働・社会保険等の相談の実施に関する情報提供
社労士会が福島県等と締結する災害時の労働・社会保険等の相談に関する協定書に基づく活動について、その活動対象となる被災者等へ情報提供を行う
○社労士会が実施する事業、行事等の情報提供

→【左より】ラジオ福島花見社長、宍戸会長

2. 令和 2 年度総会　開催延期について

令和 2 年度総会について、6 月 18 日（木）開催予定としておりましたが、この度の新型コロナウイルス感染拡大及び会員の皆さまの健康への影響を鑑み、延期させていただくこととなりました。開催日程については、決まり次第改めてご連絡させていただきます。

3. 新型コロナウィルスによる雇用関係助成金等セミナー動画無料提供について

月間情報 4 月号にて助成金に関する解説動画の無料視聴についてご連絡いたしましたが、下記動画も新たに無料でご覧いただけます（労働新聞社提供）。視聴については、県会 HP 会員専用ページにログインしてご覧ください。

第 2 弾『4 月 10 日追加発表　雇用関係助成金の拡充内容と申請のポイント』(約 30 分)
第 3 弾『雇用関係助成金手続きのしかた
－初回計画届と支給申請、その後のフォローを円滑に－』（約 20 分）
講師：ドリームサポート社会保険労務士法人　特定社会保険労務士　安中　繁　氏
第 4 弾『トラブルを避ける！雇用終了時の実務対応』（約 150 分）
講師：杜若経営法律事務所　弁護士　岸田　鑑彦　氏

4. 福島県社労士会総合相談所について≪これまでの相談件数≫

実施	社労士会総合相談所			
	労　働		年　金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
元年度(2 月)	7 件	7 件	13 件	13 件
4/22(水)	0 件	0 件	1 件	1 件
今年度実績	7 件	7 件	14 件	14 件
総計	H15.6～R2.4　184 件		H19.7～R2.4　137 件	
実施	被災者支援無料相談会(県会事務局)			
	労　働		年　金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
4/15～5/13	4 件	4 件	2 件	2 件

＜次回相談員＞
○社労士会総合相談所
【5/27】　甚野信行
　　赤坂利彦
○被災者支援無料相談会
【5/20】　菅野公司
【6/3】　渡邉浩美
【6/10】　丹治　勧

＜相談内容＞※過去に相談所・相談会で受けた相談内容を情報提供いたします。
【社会保険】障害者の夫を被扶養者とした。夫は、以前勤務時の傷病手当金を受給することとなったが、被扶養者の収入額算定の要件となるのか。
【退職】出産により退職する社員の出産手当金、退職金等について教えて欲しい。
【健康保険】2 週間に一度、化学療法治療のため通院している。治療費が高く、家計が厳しい。安くなる方法はないか。

5. 県会ＨＰ会員専用ページ「情報ＢＯＸ」掲載情報（4 月 15 日～5 月 15 日）

以下について、県会ＨＰ会員専用ページに掲載されております。
http://fukushima-sr.jp/member/
※情報は随時更新いたしますので、ご確認をお願いいたします。

- ◆ 令和 2 年度の「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの周知にかかるご協力について
- ◆ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた出勤者 7 割削減を実現するための在宅勤務等の推進について
- ◆ 新設された小学校休業等対応助成金及び支援金に係る解説動画配信について
- ◆ 雇用調整助成金にかかる解説動画配信及び資料提供について
- ◆ 製造業における職長等に対する能力向上教育に準じた教育について
- ◆ 【健保協会福島支部】新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態に伴う業務の縮小について
- ◆ 南相馬市の雇用調整助成金の上乗せ助成、申請費用の助成について
- ◆ 国際労働機関(ILO）との覚書（MOC)締結式にかかる動画配信について
- ◆ （社労士向け）雇用調整助成金にかかる解説動画の配信について
- ◆ 令和 2 年度電子申請利用促進月間に係る協力依頼について
- ◆ 「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」の一部改正について
- ◆ 令和 2 年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）
- ◆ 福島県魅力ある職場づくり推進協議会通信第 35 号
- ◆ 社会保険労務士の報酬基準の明示等について
- ◆ 令和元年における労働災害発生状況（確定）について
- ◆ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための電子申請の一層の普及及び促進について
- ◆ 新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例に係る申請手続支援について
- ◆ 雇用調整助成金解説動画（観光関連事業者向け）の配信について（周知依頼）

- ◆ 新型コロナウイルス感染症対策としての健康保険手続きに係る届出の取扱いについて
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の発生により申告・納付が困難な場合における国税の取扱いに関する周知広報について
- ◆ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に伴う障害基礎年金、障害厚生年金等に係る障害状態確認届（診断書）の提出期限の延長の取扱いについて（通知）について
- ◆ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に伴う国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は年金受給者が診断書を提出すべき日を延長する件の告示について（通知）について
- ◆ 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等について
- ◆ 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための健康保険法施行規則等の臨時特例に関する省令の公布について
- ◆ 緊急経済対策における税制上の措置等に関する周知について
- ◆ 第６回公的年金制度及びその周辺知識に関する研修（理論編）の実施について
- ◆ 雇用調整助成金等の支給申請ポイント解説動画の配信について（周知依頼）
- ◆ 雇用調整助成金に関する FAQ の公開及び質問募集について（周知依頼）
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の為の電子申請の一層の普及及び促進について
- ◆ 「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度に関するポスター及びリーフレット」及び「病気休暇制度に関すリーフレット」について
- ◆ 会長メッセージ（緊急）

連合会情報

1. 第１６回特別研修及び紛争解決手続代理業務試験について

令和２年度第 16 回特別研修及び紛争解決手続代理業務試験の実施日程及び実施地域については、下記をご確認ください。

申込方法等の詳細は、連合会発行「月刊社労士６月号」（6 月 15 日発行予定）をご覧ください。**申込受付期間は、6 月 15 日～6 月 29 日（予定）となっております。申込を忘れると受講できませんので、忘れずお申込ください。**

◇第 16 回特別研修等の実施時期は以下のとおりです。

＜実施日程＞

中央発信講義（30.5 時間）

令和２年９月４日(金)～10 月２日（金）までの期間

※e ラーニングによる形式で行います。

グループ研修（18 時間）

令和２年 10 月３日(土)～11 月１日（日）までの期間

※開催地により日程が違いますので、ご確認ください。

ゼミナール　令和２年 11 月 20 日（金）10：00～17：00

11 月 21 日（土）10：00～17：00

11 月 28 日（土）10：00～13：00

代理業務試験　令和２年 11 月 28 日（土）２時間（午後）

＜実施地域＞○中央発信講義

e-ラーニングによる方法とするため、地域の限定なし

○グループ研修及びゼミナール、代理業務試験

全国７都道府県

（北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県）

2. 連合会 HP 会員専用ページ情報

以下について連合会ＨＰ会員専用ページに掲載されておりますので、ご確認ください。

http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/explanation.html

＜通達情報＞

- ◆ 令和２年度の「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの周知にかかるご協力のお願い
- ◆ 令和２年度電子申請利用促進月間に係る協力依頼について
- ◆ 「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」の一部改正について
- ◆ 「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に伴う障害基礎年金、障害

厚生年金等に係る障害状態確認届（診断書）の提出期限の延長の取扱いについて（通知）」について

- 「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に伴う国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は年金受給者が診断書を提出すべき日を延長する件の告示について（通知）」について
- 「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に伴う国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は年金受給者が診断書を提出すべき日を延長する件の告示について（通知）」について
- 新型コロナウイルス感染症対策としての健康保険手続きにかかる届出の取扱いについて
- 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための健康保険法施行規則等の臨時特例に関する省令の公布について
- 緊急経済対策における税制上の措置等に関する周知について
- 「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度に関するポスター及びリーフレット」及び「病気休暇制度に関するリーフレット」の送付について

関係機関だより

1. 令和2年度　労働保険の年度更新手続き等について・・・厚生労働省

令和2年度　労働保険の年度更新手続について、申告・納付期限は6月1日（月）から8月31日（月）となっております。（※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、期限を延長。）

令和2年度年度更新の取扱いについては、お近くの労働基準監督署等にてご確認いただくか、厚生労働省労働保険制度のお知らせホームページ（下記URL）または各都道府県労働局ホームページをご覧ください。

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/roudouhoken21/index.html）

2. 最新情報を配信・・・協会けんぽ

協会けんぽ福島支部では、毎月３回メールマガジンを配信しております。配信登録は無料です。下記ＨＰアドレスからご登録ください。検索サイトより「協会けんぽ福島配信登録」の検索でも接続いただけます。

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,47622,78,639.html

3. 社会保険ふくしま（財団法人福島県社会保険協会発行）については、ホームページをご覧ください。福島県社会保険協会 HP　http://www.f-shimakyoukai.or.jp

事務局だより

※　県会 HP (http://fukushima-sr.jp)への月間アクセス数情報

４月１日～30 日　総アクセス数　2,761　（内訳：新規 2,412　リピーター　349）

会務報告及び予定

4月　　7日　福島労働局　職業安定部寺岡部長、労働基準部松田部長、雇用環境・均等室富塚室長就任ご挨拶のため訪問（事務局）宍戸会長

10日　福島支部　支部総会（福島テルサ）

15日　働き方改革労務監査委員会（オンライン会議）

16日　災害対策本部会議（オンライン会議）

17日　福島県社労士会総合相談所正副所長会議（オンライン会議）

21日　福島市商工観光部産業雇用政策課舟山主査へ新型コロナウイルス感染対応による労働相談窓口設置依頼のため訪問（福島市役所）丹治事務局長

22日　会津若松市商工課田沼主査へ新型コロナウイルス感染対応による労働相談窓口設置依頼のため訪問（会津若松市役所）菅沼副会長、鈴木荘太郎会員

22日　白河市生活防災課穀田氏へ新型コロナウイルス感染対応による労働相談窓口設置依頼のため訪問（白河市役所）高山常任理事

24日　郡山市産業観光部石澤次長兼産業政策課長、深谷産業振興係長、政策開発部雇用政策課二瓶課長へ新型コロナウイルス感染対応による労働相談窓口設置依頼のため訪問（郡山市役所）大原副会長

24日　いわき市総合政策部ふるさと再生課丹野主査へ新型コロナウイルス感染対応による労働相談窓口設置依頼のため訪問(いわき市役所)
中目副会長、加藤理事、飯高昌男会員

22日　福島県社労士会総合相談所（事務局）

22日　東北福島年金事務所との連絡会議（電話会議）

23日　福島労働局職業対策課より働き方改革に係る依頼（事務局）宍戸会長

24日　郡山支部　支部総会（ホテルハマツ）

24日　いわき支部　支部総会（グランパークホテルパネックスいわき）

24日　会津支部　支部総会（会津若松ワシントンホテル）

28日　ラジオ福島との協定締結にかかる打合せ（事務局）宍戸会長

30日　ラジオ福島との協定締結式（事務局）宍戸会長

5月　1日　監査、総務委員会（事務局・オンライン会議）

11日　白河支部総会（東京第一ホテル新白河）

12日　福島県雇用労政課へ雇用調整助成金の申請手続き費用助成に関する要望のため訪問（福島県庁）宍戸会長

18日　雇用調整助成金の個別相談会の周知広報依頼のため訪問(商工会議所、商工会、FMポコ、ラジオ福島、民報　※民友については、新型コロナウイルスの影響により訪問者受入れ自粛中のため、チラシ送付により依頼)
宍戸会長、村山常任理事

21日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）開催予定

22日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）開催予定

22日　東北福島年金事務所との連絡会議（電話会議）開催予定

26日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）開催予定

27日　福島県社労士会総合相談所（事務局）開催予定

28日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）開催予定

29日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）開催予定

会員異動報告

	支部	名簿ﾍﾟｰｼﾞ	氏　　名	事務所・勤務先の名称・所在地・電話番号等
【変更】	郡 山	P11	柴田光子	事務所所在地 須賀川市北山寺町 236 番地 TEL：0248-94-8581　FAX：0248-94-8582

社会保険労務士政治連盟（以下「政治連盟」）の目的は、社会保険労務士の社会的・経済的地位の向上と社会保険労務士制度の発展を図るため必要な政治活動を行うことである。
政治連盟は社会保険労務士全体のために活動することを目的としており、決して特定の党や個人の政治目的のため活動するものではない。（社会保険労務士政治連盟運営の基本方針より要約抜粋）

【上杉謙太郎衆議院議員及び渡辺義信自民党県連幹事長との政策懇談会】

令和2年4月23日（木）東京第一ホテル新白河（白河市）において、上杉謙太郎衆議院議員、渡辺義信県議会議員・自民党福島県連幹事長との政策懇談会を開催いたしました。福島県政連からは、吉田会長、高山副会長が出席し、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急の要望第２弾について、要望書を手交し陳情を行いました。

上杉議員からは、「国会議員一年生であるが、地元の声を国に確実に届けるのが役割であり、この国難を乗り越えられるよう、お寄せいただいた要望を一つでも多く実現できるよう、さっそく行動に移したい」とのお言葉をいただきました。

一方、渡辺幹事長（自民党県連コロナ対策本部長）からは、「自民党県連として、147に及ぶ関係友好団体からのコロナに関する要望を取り纏め、３月に党本部へ提案したところであるが、日々情勢が悪化しており、現場の実態に接しておられる社労士皆さまの切実な要望を、速やかに県連会長に上げ、政府へ働きかけたい」とのお言葉をいただきました。

また、現在、自民党県連の県議有志３名と弊連盟で構成される社労士議員懇談会について、弊連盟から「自民党県連として正式な懇談会に格上げできるよう、最低でも各選挙区又は社労士会の各支部から１名以上の県議が参加するような懇談会が理想だが…」と投げかけたところ、渡辺幹事長から「早急に実現できるようにしたい」と前向きな回答がありました。

散会後、その場で渡辺幹事長から根本衆議院議員（県連会長；前厚労大臣）に電話をして経緯をご説明いただきました。その結果、4/28（火）に都内の衆議院議員会館にて、根本議員へ直接陳情（吉田会長、高山副会長の２名、上杉議員と渡辺県議も同席予定）することとなりました。

【左から】
渡辺県議
吉田会長
上杉議員
高山副会長

【根本匠自民党県連会長（衆議院議員；前厚生労働大臣）への新型コロナウイルス感染症対策における要望活動】

令和2年３月28日に同議員へ１回目の新型コロナに関する緊急要望を行ったが、その後１カ月を経過し刻一刻と情況が悪化しているため、今般、更なる追加策として第２弾となる要

望書を手交し陳情を行いました。当連盟から「日を追って雇調金に対する問い合わせが急増しており、職安や各種相談会の窓口に相談者が殺到し、本会で設置しているホットラインにも多くの相談が寄せられ、その声は非常に切羽詰まって来ている現状である。失業者等の生活困窮者で溢れかえらないよう、早急な対策をお願いしたい」と伝えました。

根本県連会長から、（要旨）①事業の継続と雇用の維持のため、雇用調整助成金の拡充をはじめ、事業の持続化給付金やつなぎ融資など、あらゆる対策について厚労省はじめ関係省庁と協議していること、②困っている方々に早く行き届くように全力を尽くしていること、③今年度の補正予算は4/30に何としても成立させたい、④今回、社労士政治連盟からの追加要望について、早急に検討し実現できるよう努力したい、との言葉をいただきました。

また、指定管理事業者の受託形態によって、雇用調整助成金の対象となりにくい点などについて、具体的な事例を挙げた書面があると話を進め易いとの助言をいただき、別途作成のうえ提出することとなりました。

一方、渡辺県連幹事長からは、（要旨）①今後も社労士政治連盟と相互に情報交換をしながら、改善すべき点等があれば速やかに国や県の政策等に反映できるよう尽力したい、との言葉をいただきました。

【左から】
高山副会長、
吉田会長、
根本県連会長

【要望内容（要旨）】　※4/23 及び 4/28 とも同内容で要望しています

１．雇用調整助成金について

（１）感染が確定していない労働者の取り扱い

発熱等（解熱後数日間の自宅経過観察期間も含む）があるだけで感染が確定していない自宅療養中の者や、感染者と濃厚接触する等で PCR 検査の結果待ち等で自宅待機中の者等、微妙なケース全ての期間を雇用調整助成金の支給対象とすること。または、特例を設け、雇用調整助成金ではなく、一般会計からの補助金という形の援助を検討すること。

（２）支給対象となる要件の緩和

売上等５％以上減少の要件を不問（生産指標の撤廃）とし、同時に令和２年１月２５日以後事業を開始した事業場も支給対象とすること。また、労災保険の適用事業所であれば、雇用保険の適用事業所でなくとも支給対象とされているが、労災保険自体が未適用だった場合でも、保険適用を条件として支給対象とすること。

（３）助成金の前払い

雇用調整助成金の支給については、実際に助成金が振り込まれるまで、２～３カ月程度要するため、助成金の支給見込額を前もって仮支給し、２回目以降の助成金額との事後清算をす

る方式（前払い事後清算方式）を導入すること。

（４）緊急対応期間の延長について
雇用調整助成金の特例措置については、現時点における緊急対応期間として本年６月３０日までが指定されているが、３カ月程度延長の９月末日までとし、余裕をもって申請手続きができるようにすること。

（５）社会保険労務士が申請代行する際の連帯責任について
社労士が事業主に代わって申請代行する場合、支給要件確認申立書の中で、不正受給があった場合、事業主と連帯して責任を負うこととされており、この条項があることでスポット事業場からの申請代行に躊躇している社労士が少なくないので､連帯責任条項を撤廃すること。

（６）助成率の引き上げについて
助成率 10/10 については､一定の要件を満たす場合となっており､この一定の要件を撤廃し、休業手当 60%以上支給していれば助成率を一律 10/10 とすること。また、日額上限 8,330 円を引き上げること。

２．休業補償について
休業手当自体支払うことができない中小零細企業には､「激甚災害法の雇用保険の特例」(休業票)のみなし離職を速やかに適用して、退職していなくとも失業給付を受給できるようにすること。その場合、雇用保険の被保険者期間が６カ月未満の労働者や、雇用保険の被保険者でない労働者についても支給対象とし、また、休業票による給付を受けた労働者でも、被保険者期間をリセットせず復活させる特例措置とすること。

３．医療従事者が感染した場合の労災認定について
医療従事者が、万が一新型コロナウイルスに感染した場合、業務外の理由で感染したとする合理的な因果関係がはっきり存在しなければ、業務上での感染とみなし、速やかに業務上災害に認定し労災保険より給付を行うようにしてほしい。

４．社会保険料の免除について
中小零細の事業者については債務先送りの「猶予」ではなく、減収減益の程度や休業実態に見合った社会保険料の「免除」を今すぐ実行すべきである。

また、5 月 8 日（金）に、岩渕友参議院議員及び日本共産党福島県委員会町田委員長他委員 2 名と新型コロナウイルスに関する現状について、オンラインで意見交換を行い、吉田政連会長、高山副会長、白岩幹事長が参加されました。※同党県委員会からの要請により実施

＊政治連盟の活動を会員の皆様に知っていただくため月間情報を利用させていただいています。(理事会にて承認) 政連に加入されていない会員にも活動が報告されますがご容赦いただけますようお願いいたします。